

大澤工業(株)製エレベーターについて

大澤工業(株)（富山市婦中町）が建築確認を受けずにエレベーターを設置しているとの匿名の通報があり、国土交通省と連携して、同社に対しエレベーターの出荷リストの提出を求めています。

12月14日に同社から出荷リストが提出されましたが、小型エレベーターに使用していた鋼材が本来使用予定のものよりも強度の低い鋼材であったことについて新たに報告があったので、あわせて国土交通省へ報告しました。

1 大澤工業(株)からの報告の内容

(1) 建築確認手続きについて

① 出荷台数

- ・ 176台（別表のとおり）、うち県内4台（富山市3台、高岡市1台）

② 建築確認の取得状況

- ・ 既存建築物に設置する際、その一部に確認を受けなかったものがあるが、新築の際に設置したものは全て建築確認を受けている。
- ・ 同社が出荷していても設置工事は他の業者が行っているケースが多くあり、これらについて建築確認の手続きがとられているかは把握できない。

(2) 本来使用予定の鋼材より強度の低い鋼材の使用について

① 対象エレベーターの台数等

- ・ 台数：上記176台のうち小型エレベーター152台（別表のとおり）
うち県内2台（富山市1台、高岡市1台）
- ・ 箇所：マシンベース等の巻上げ機支持部材等

② 使用されていた鋼材の種類

- ・ 本来使用予定の鋼材：SS400材（引張強さ400N/mm²以上）
- ・ 実際に使用された鋼材：SPHC材（引張強さ270N/mm²以上）

③ 本来使用予定の鋼材より強度の低い鋼材が使用された経緯

- ・ 同社はエレベーターの構造材の製作を一部外注しているが、SS400材とSPHC材の材料強度の違いを十分に理解していなかったため、その発注の際に使用した製作図にSS400とSPHCを併記して部品ごとの使用鋼材の種類を明示していなかった。

④ 大澤工業(株)による強度検証

- ・ 同社は、本来使用予定の鋼材より低い強度の鋼材により再計算を行った結果、建築基準法に定める基準に対し強度が不足することはないとしている。

2 今後の対応

① 国土交通省の対応

国土交通省は、該当エレベーターの所在地を所管する特定行政庁が建築確認大澤工業㈱から報告を求め、建築確認手続きを受けずに設置されたエレベーター又は強度の低い鋼材が使用されたエレベーターについて、建築基準法に定める基準に適合しているか否かを確認するよう都道府県を通じて要請する等の措置を講じる予定である。

② 富山県における対応

国土交通省からの該当エレベーターの建築基準法への適合状況に関する確認要請に基づき、該当エレベーターが設置されている地域を所管する富山市及び高岡市に調査を依頼し、その結果を国土交通省へ報告することとなる。

事務担当	建築住宅課審査係
	TEL : 076-444-3963
	4224 (内線)

別 図

強度が低い鋼材が使用された構造材の部位

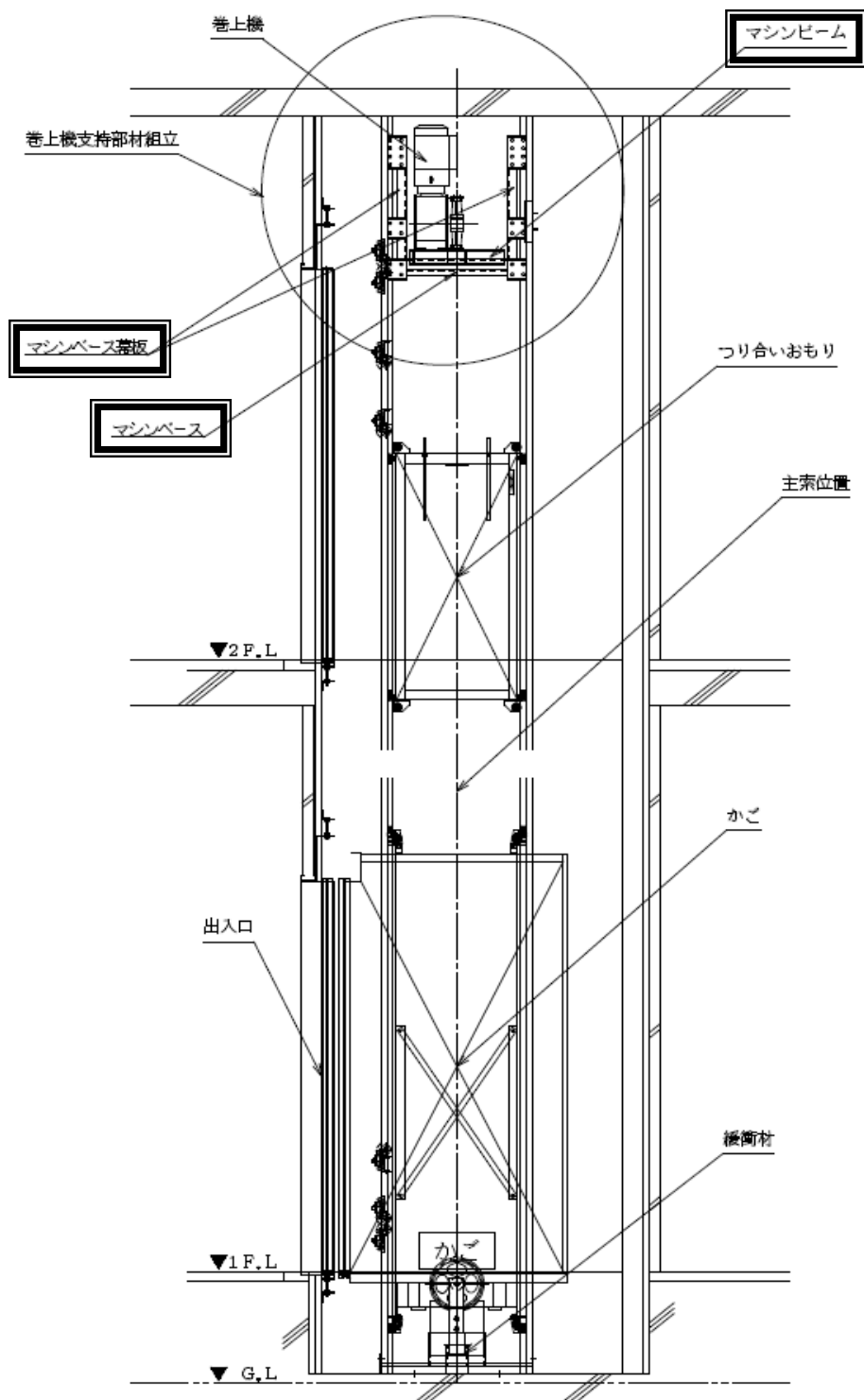
本来SS400材を使用予定の部位に強度が低い鋼材（SPHC材）を使用した部位は、下図の で囲んだ部位です。

<150型、200型>

対象台数：149台

使用部位：マシンビーム、マシンベース、マシンベース幕板

エレベーターシステム図（150型、200型全体断面図）



<130型>

対象台数：3台

使用部位：頂部折返車受材、かご下枠

エレベーターシステム図（130型全体断面図）

